

令和5年 高齢者雇用状況等報告及び障害者雇用状況報告 正誤表

「令和5年高齢者雇用状況等報告及び障害者雇用状況報告」において、報告期限に誤りがございました。ご迷惑をおかけしましたことをお詫びするとともに、以下のとおり訂正とさせていただきます。

該当箇所	修正内容	正
封筒表面	<p>厚生労働省所管 高齢者雇用状況等報告、障害者雇用状況報告 在中</p> <p>報告期限：7月14日(金) (早期の報告をお願いします。)</p> <p>報告先：管轄の公共職業安定所等 (封筒裏面に記載)</p> <p>★高齢者雇用状況等報告、障害者雇用状況報告の提出は、法律により義務づけられています。 ★お問い合わせは管轄の公共職業安定所(封筒裏面に記載)あてにお願いします。</p>	<p>厚生労働省所管 高齢者雇用状況等報告、障害者雇用状況報告 在中</p> <p>報告期限：7月18日(火) (早期の報告をお願いします。)</p> <p>報告先：管轄の公共職業安定所等 (封筒裏面に記載)</p> <p>★高齢者雇用状況等報告、障害者雇用状況報告の提出は、法律により義務づけられています。 ★お問い合わせは管轄の公共職業安定所(封筒裏面に記載)あてにお願いします。</p>
挨拶文	<p>厚生労働省 都道府県労働局 公共職業安定所</p> <p>平素より、高齢者雇用対策及び障害者雇用対策の推進について多大なご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。さて、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項、「障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項」において、事業主は、毎年、6月1日現在の雇用状況等を、管轄の公共職業安定所を経由して厚生労働大臣に報告することが法律で義務付けられています。</p> <p>つきましては、令和5年6月1日現在の貴社における高齢者、障害者の雇用状況等について同封の報告書にご記入のうえ令和5年7月14日(金)までに、下記報告先までご報告いただきますようお願いいたします。</p> <p>記</p>	<p>厚生労働省 都道府県労働局 公共職業安定所</p> <p>平素より、高齢者雇用対策及び障害者雇用対策の推進について多大なご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。さて、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項、「障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項」において、事業主は、毎年、6月1日現在の雇用状況等を、管轄の公共職業安定所を経由して厚生労働大臣に報告することが法律で義務付けられています。</p> <p>つきましては、令和5年6月1日現在の貴社における高齢者、障害者の雇用状況等について同封の報告書にご記入のうえ令和5年7月18日(火)までに、下記報告先までご報告いただきますようお願いいたします。</p> <p>記</p>